静岡市立北部学校給食センター 建替整備等事業

落札者決定基準

平成 27 年 7 月 16 日

静岡市

目 次

第1	L 本書の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• • •	• •	•	• •	•	•]
第2	2 最優秀提案者の選定の概要 ・・・・・・・・・・				•]
1	L 最優秀提案者の選定方式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•		•	•]
2	2 最優秀提案者の選定方法 ・・・・・・・・・・・				•		•	•]
3	3 最優秀提案者の選定の体制 ・・・・・・・・・				•		•	•]
第3	3 審査の手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•		•	•	2
第4	4 競争参加資格確認審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•		•		3
第5	5 提案内容審査(基礎審査) ・・・・・・・・・・				•				3
1	L 入札金額に関する審査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				•		•	•	3
2	2 基本的要件に関する審査 ・・・・・・・・・・				•		•	•	3
第6	6 提案内容審査(加点項目審査) ・・・・・・・・				•				5
1	し 審査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•		•	•	Ę
2	2 加点審査項目の評価基準・・・・・・・・・・・				•		•	•	(
第7	7 提案内容審査(価格審査) ・・・・・・・・・・				•				11
1	し 審査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•		•	•	11
2	2 価格評価点の計算式 ・・・・・・・・・・・・・				•		•	•	11
第8	3 最優秀提案者の選定及び落札者の決定 ・・・・・・				•				11

第1 本書の位置づけ

本落札者決定基準は、静岡市(以下「市」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき特定事業として選定した「静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業」(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、本事業を実施する民間事業者の募集・選定を行うに際して入札参加希望者に交付する入札説明書と一体をなすものである。本落札者決定基準は、本事業の落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者(最優秀提案者)を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 最優秀提案者の選定の概要

1 最優秀提案者の選定方式

本事業を実施する事業者には、静岡市立北部学校給食センターの各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の広範かつ高度な能力やノウハウ等と事業実施における経済性とを総合的に評価して選定することが必要となる。従って、事業者の選定は、入札価格と併せて、施設や設備機器の性能等、市の要求するサービス水準との適合性、業務遂行能力や事業計画の妥当性、安定的な事業継続を図るための仕組や資金調達計画の確実性、リスクを把握・管理しこれを負担する能力等各面から総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行うこととする。

2 最優秀提案者の選定方法

最優秀提案者の選定方法は、事業者の資格の有無を判断する『競争参加資格確認審査』と、事業者の提案内容を審査する『提案内容審査』の二段階に分けて実施する。 なお、競争参加資格確認審査の結果は、入札参加者を選定するためにのみ用いることとし、提案内容審査には持ち越さない。

3 最優秀提案者の選定の体制

最優秀提案者の選定は、学識経験者で構成する「静岡市立北部学校給食センター建 替整備等事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最も優れた提案をもとに落札者を決定する。 選定委員は、以下のとおりである。

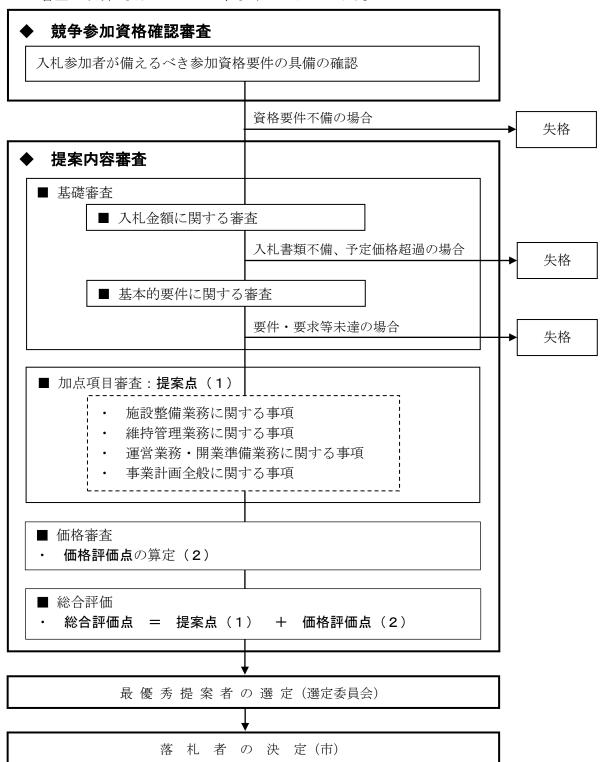
[敬称略]

役 職	委員名	所属
会 長	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学大学院デザイン研究科 教授
副会長	桑野 稔子	静岡県立大学食品栄養科学部栄養生命科学科 教授
委 員	髙橋 令子	静岡英和学院大学短期大学部食物学科 教授
委 員	石川 滋彦	一般社団法人静岡市薬剤師会 副会長
委 員	竹村 祐輔	一般社団法人静岡県中小企業診断士協会 副会長

注) 各委員に対し、質問等を行うことは控えること。

第3 審査の手順

審査の手順・流れについては、以下のとおりである。



第 4 競争参加資格確認審査

競争参加資格確認審査は、入札説明書に示す入札参加者の備えるべき競争参加資格 要件を満たしているか否かの確認審査を行う。

参加資格要件不備の場合は、失格とする。

第5 提案内容審査(基礎審査)

提案内容審査(基礎審査)は、入札金額に関する適格審査及び基本的要件に関する 適格審査を行う。

適格審査の要件を1つでも満たさない場合は、失格とする。

1 入札金額に関する審査

市は、提出された入札書類がすべて入札説明書の指定どおりに形式上揃っているかを確認し、その上で入札書及び提案書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることの適格審査を行う。予定価格は入札説明書に示す金額である。

予定価格を超える場合は、失格とする。

2 基本的要件に関する審査

入札参加者の提案内容が次表に掲げる審査項目を満たしているかについて適格審査を行う。

一項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

審査区分	審査項目	主な対応様式
共 通	・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の矛盾等がないこと。 ・提案書全体について、様式集に則した構成(項目の構成、 枚数制限等)となっていること。	様式 3-1 ~ 様式 8-13
事業計画	 ・事業スケジュールが供用開始に合わせた提案となっていること。 ・実現可能な事業スケジュールとなっていること。 ・事業実施体制、構成員及びその役割が明示されていること。 ・特別目的会社への出資内容が明示されているとともに、出資条件が満たされていること。 ・資金調達計画(金額・方法・条件等)が明示されていること。 ・長期事業収支計画の算定に重大な誤りがないとともに、市場価格との極端な乖離がないこと。 ・サービス対価の総額の算定が、業務毎に見積もられた各費用と整合が取れていること。 ・各費用の根拠が明示されていること。 ・リスク分担に関し、入札説明書等で示したリスクの分担表との矛盾等がないこと。 	様式 4-1 ~ 様式 4-13
施設整備	・事業用地の土地利用・配置計画(本体施設・附帯施設)が明示されていること。 ・1日当たり10,000食の供給能力を有する施設が計画されていること。 ・施設計画において、本体施設及び付帯施設の必要諸室が設置されていること。 ・設備・備品等の調達の内容が提案されていること。 ・提案の内容が要求水準を満たしていること。	様式 5-1 ~ 様式 5-6 様式 8-1 ~ 様式 8-13
開業準備	・開業準備業務計画が提案されていること。 ・提案の内容が要求水準を満たしていること。	様式 7-8
維持管理	・維持管理に係る業務体制及び業務内容等が提案されている こと。 ・提案の内容が要求水準を満たしていること。	様式 6-1 ~ 様式 6-3
運営	・運営に係る業務体制及び業務内容等が提案されていること。 ・提案の内容が要求水準を満たしていること。	様式 7-1 ~ 様式 7-7

第6 提案内容審査(加点項目審査)

1 審査方法

提案内容審査は、提案書に記載された内容について、次の方法に従い点数化する。

1)加点項目審査の基本方針

提案内容の点数化(配点及び加点基準)に当たっては、市が本事業に期待する事項 の必要性又は重要性を勘案して設定する。

加点項目審査は、入札参加者の提案内容について、以下に示す加点審査項目について加点基準に応じて点数化する。加点項目審査は、配点を 70 点満点とし、その内訳は「加点審査項目の評価基準」に示す。

2)審査における大項目別の配点

前述の加点項目審査の基本方針を踏まえ、配点を次のとおりとする。

加点審査項目(大項目別)	配点
事業計画全般に関する事項	18 点
施設整備業務に関する事項	19 点
維持管理業務に関する事項	9 点
運営業務・開業準備業務に関する事項	24 点
合計	70 点

3)審査項目の加点基準

審査項目の評価項目別に、次に示す 5 段階評価による方法により点数を付与する。 点数は、小数点第二位まで算定する。

	評価区分	加点比率(加点数= 配点×加点比率)
A	当該評価項目において特に秀でて優れている。	配点×1.00
В	当該評価項目において秀でて優れている。	配点×0.75
С	当該評価項目において優れている。	配点×0.50
D	当該評価項目においてごくわずかに優れている。	配点×0.25
Е	当該評価項目において優れているとは認められない。	配点×0.00

2 加点審査項目の評価基準

加点審査項目毎の評価基準と配点は次の通りとする。

【事業計画全般に関する事項 18点】

評価項目	配点	評価の主な観点	様式
1 事業実施に	_	・市の考えを理解し、学校給食運営におけるパートナーとして	様式
当たっての基本的姿勢	1	の取組み姿勢、基本的な考え方が適切であるか。	4-1
		・事業実施の方針・体制が、学校給食の意義や本事業の目的を	
		踏まえ、それを具現化するためにふさわしいものとなってい	
O 404th H-H-1		るか。	124 - 12
2 組織体制	2	・事業の実施体制(代表企業・構成企業・協力企業等の役割、	様式
・事業実施体制		相互関係)や企業間のコミュニケーションの方法を適切に計	4-2
		画しているか。	
		・市との連絡、協議体制が適切に提案されているか。	
		・適切な収支計画に基づいた事業計画としているか。	様式
3 資金調達計画		・資金調達の安定性・確実性を確保するための有効な対策を考	4-3
• 事業収支計画	3	慮しているか。	様式
7米収入計画		・不測の資金需要に対する対応策を措置しているか。	4-8~
			4-13
		・事業の実施に関するリスクを適切に分析しているか。	
		・リスクが顕在化した時に、迅速な対応が出来るような組織体	
		制、意思決定手続き、関係者間の協議の進め方を計画してい	
		るか。 ・事業者負担となっているリスクの内容、性質に応じて、代表	
4 事業継続	4	企業、各構成企業及び協力企業の間のリスク分担を明確にしているか。	様式
及び安定性の方策		- でいるが。 - ・事業期間中の増加費用等(物価変動リスクを除く)に係るリ	4-4
		・事業規則中の増加負用等(初画変動リハノを除く)に除るリー スクへの対応策が明確となっているか。	
		・事業者側で事業特有のリスクと認識しているものについて、	
		有効な対応策が備えられているか。	
		・追加的な保険付保等のリスク緩和措置を図っているか。	
		・各企業や従業員のモラルハザードを防ぎ、モチベーションの	
		維持に関する方策について、配慮をしているか。	
5 事業の品質確保	2	・事業期間を通じて、業務全般のサービス水準の維持・改善を	様式
0 ず未り加貝唯体	A 2	図るための管理・調整機能や自己監視等に関し、効果的な手	4-5
		法や仕組みを計画しているか。	
		な / IT/IT/Vで II 国 C / V 20 N 2	

6 環境への配慮	2	・エネルギー使用量の削減や LCC CO ₂ 削減などの地球環境への 配慮をしているか。	様式 4-6
7 地域経済・社会への配慮	4	・地元企業の活用、地元雇用について具体的に提案されているか。 ・地域経済・社会の貢献について具体的に提案されているか。 ・周辺地域に配慮しているか。(災害時支援等)	様式 4-7

【施設整備業務に関する事項 配点:19点】

評価項目	配点	評価の主な観点	様式
1 施設計画の方針・ 全体配置	4	 ・設計方針は、明確なコンセプトを有し、施設本体及び付帯施設は合理的な配置となっているか。 ・外部動線(食材搬入、給食の配送・回収、職員等の出退、歩行者など)計画は交通上の安全性に十分考慮しているか。 ・施設及び付帯施設に関する計画は、将来における修繕や大規模改修について考慮しているか。 	様式 5-1 様式 8-1~ 8-13
2 機能性及び 衛生水準の確保	6	 ・施設は、食数・献立数に応じた適切な規模としているか。 ・施設内は、HACCPの概念を取り入れ、一般区域、汚染作業区域及び非汚染作業区域のゾーニング等を適切に計画しているか。 ・各エリア・区域・諸室の仕様・レイアウト・動線を、衛生面・安全面・作業効率に配慮し適切に計画しているか。 ・各諸室の設備は、相互関係・衛生面・安全面・作業効率に配慮し適切に計画しているか。 ・教務・作業環境について、騒音防止や熱負荷の低減など、快適性・労働安全上の配慮をしているか。 ・各区域の境界には、相互汚染や交差汚染を防止するための工夫をしているか。 ・敷地や施設内への不法侵入を防止する等保安管理に配慮しているか。 	様式 5-2 様式 8-1~ 8-13
3 調理設備・備品等	3	 ・調理設備・機器の能力・台数等は、給食数、学校・学級数、業務時間等を考慮し適切に計画しているか。 ・調理設備・機器の構造や機能等は、食品衛生に配慮し適切に計画しているか。 ・設備機器は、誤操作を防止し、安全かつ容易に行えるよう配慮しているか。 ・適温の給食を提供できるようにするため適切な仕様の食缶が計画されているか。 ・耐久性に優れ食育に資する食器等が計画されているか。 	様式 5-3 様式 8-1~ 8-13

4 周辺の環境・ 景観への配慮	3	・騒音、臭気等について、周辺環境への負荷低減に配慮をして計画しているか。・景観と調和した外観とする等、周辺環境に配慮して計画しているか。	様式 5-4 様式 8-1~ 8-13
5 施設等の施工計画	2	 ・工事監理及び工程管理、施工に関する品質管理を適切に計画しているか。 ・設計・施工の適切性を自己監視する体制・手法について、適切に計画しているか。 ・設計・施工に係る市との協議等を効果的に行うための配慮をしているか。 ・工事に伴う影響(騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他など)を最小限に抑えるための配慮をしているか。 ・工事期間中の安全性の確保のための適切な配慮をしているか。 	様式 5-5
6 既存施設の解体 撤去	1	・解体撤去に関する施工管理・工程管理等について適切に計画 しているか。・周辺への影響対策について、適切に計画しているか。	様式 5-6

【維持管理業務に関する事項 9点】

評価項目	配点	評価の主な観点	様式
		・維持管理業務(修繕・更新業務を含む。)を円滑に行うため	
		の業務体制を適切に計画しているか。	
a All let hit on the		・市職員等との連絡体制や即応性に関する配慮をしているか。	様式
1 維持管理体制	2	・地震災害時等非常時における速やかな機能回復や復旧を行う	6-1
		ための体制等について、適切に計画しているか。	
		・各業務を自己監視するモニタリング体制を計画しているか。	
		・建築物及び各種設備保守管理業務(修繕・更新業務を含む。)	
		について、長期的な利用に耐え、かつ給食業務に支障のない	
		よう適切に計画(管理項目、作業内容、頻度等)しているか。	
		・調理設備機器の故障等による給食業務に対する支障を最小限	
a for the late to the arm Nite who		にするための配慮をしているか。	様式
2 各維持管理業務	4	・外構・植栽維持管理業務(修繕・更新業務を含む。)につい	6-2
		て適切に計画しているか。	
		・清掃業務について適切に計画しているか。	
		・警備業務について適切に計画しているか。	
		・各種備品(食器・食缶を含む)の保守管理・更新業務につい	

		て適切に計画しているか。 ・配送車両調達・維持管理・更新業務について適切に計画して	
		いるか。	
		・予防保全に基づいた保守・修繕計画について適切に計画して	
		いるか。	
		・事業期間中において必要となる可能性の高い設備等の更新に	様式
3 修繕計画	·画 3	ついて適切に計画しているか。	13K IV. 6-3
		・事業期間終了後においても、建築物、建築設備及び調理設備	0-3
		等が継続的に使用できるよう配慮しているか。	
		・その他独自に計画、配慮した点があるか。	

【運営業務・開業準備業務に関する事項 24点】

評価項目	配点	評価の主な観点	様式
		・運営業務方針は明確にされているか。	
		・給食を安定的に供給するための運営実施体制を適切に計画し	
		ているか。	
		・業務従業者の指揮命令系統を明確にしているか。	1 2/12
1 運営業務実施体制	3	・市との円滑な連絡体制を適切に計画しているか。	様式
		・業務改善を継続的に図り、調理業務の品質確保に対する仕組	7-1
		みについて、適切に計画しているか。	
		・調理業務の自己監視(セルフモニタリング)体制・方法等に	
		ついて、適切に計画しているか。	
		・食品衛生及び労働安全の観点から、調理過程において想定さ	
		れるリスクを十分に検討し、リスクの発生防止策、リスク発	
		生時の対応、リスク発生後の改善・再発防止策について、適	
		切に計画しているか。	様式
2 食の安全の確保	5	・アレルギー対応食の調理について、安全性を高める配慮をし	7-2
		ているか。	1-2
		・二次汚染の防止等、安全性を高める工夫をしているか。	
		・食材の適切な温度管理及び調理設備の運転・監視について、	
		適切に計画しているか。	
		・施設の内外における衛生管理について、適切に計画している	
		היל.	
		・衛生検査について、適切に計画しているか。	様式
3 衛生管理の徹底	5	・従業員の健康管理・衛生管理、教育・訓練について、適切に	7-3
		計画しているか。	
		・衛生検査の結果に不良が認められた際の対応等について、適	

		切に計画しているか。	
4 洗浄・残滓処理等	2	・食器・食缶等及び厨房設備等の洗浄について、適切に計画しているか。 ・残滓等の処理について、適正分別、減量化及び再資源化の観点から適切に計画しているか。	様式 7-4
5 給食配送・回収	2	・安定的な給食配送・回収の体制について、適切に計画をしているか。 ・配送時における交通事故、自然災害等の緊急時の具体的対応 策について、適切に計画をしているか。	様式 7-5
6 運営業務における 緊急時の対応	2	 ・緊急事態(自然災害、食中毒事故発生等)時において、市との意思疎通や適切な連携等が的確になされるような体制を、適切に計画しているか。 ・食中毒事故発生時等において、迅速で適切な対応がされ、かつ、事業者内部での情報伝達、原因究明調査について、適切に計画をしているか。 ・食材納入事故に伴う献立変更や急な給食数変更等の緊急時の協力体制について、適切に計画しているか。 	様式 7-6
7 その他運営業務に おける工夫	4	・おいしい給食の提供や食育のために有効な方策を計画しているか。・その他、運営業務において、独自の工夫をしているか。	様式 7-7
8 開業準備業務	1	・開業準備(準備期間、試運転、従業員研修等)を適切に計画しているか。	様式 7-8

第7 提案内容審査(価格審査)

1 審査方法

提案書に記載された入札価格について、次の方法に従い点数化する。

価格審査については、配点を 30 点満点とし、価格評価点は、以下に示す方法で算定する。

2 価格評価点の計算式

価格評価点 = 30点 × (最低入札価格/入札価格)

※ 価格評価点は、小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

第8 最優秀提案者の選定及び落札者の決定

選定委員会は、加点項目審査による提案点(配点70点)と価格評価点(配点30点) の合計(総合評価点)が最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定し、市がこれ を落札者として決定する。

ただし、総合評価点が最も高い入札参加者が複数いる場合は、加点項目審査による 提案点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

また、その結果については、市ホームページ等を通じて公表する。

総合評価点 = 加点項目審査による提案点(配点70点) + 価格評価点(配点30点)